

第5回入善町農業委員会議事録

平成29年12月7日午後1時30分から第5回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

9番 米山 義隆

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩 芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	上田 敬章
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第15号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。天気は良いですが、大変寒い日となりました。昨日は雪も降り、いよいよ冬本番となります。

さて、全国農業新聞について、是非、ご購入をお願いいたします。全国農業新聞は、週刊紙となっており、農地の流動化の事例など、参考になることも多いので、活用いただけたらと思います。

それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第5回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番上島委員と12番谷口委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、6件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は田中〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,032㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が小作人であり、所有権を移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は車で5分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、5190㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は下飯野新〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は618㎡です。

譲渡人は入善町下飯野新〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町下飯野新〇〇番地の〇〇さんです。譲渡人は農業をしておらず、申請農地は譲受人の自宅に隣接していることから、今回譲り渡すこととなりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は当該農地が自宅に隣接しており、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が42年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年8か月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、5,166㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は高島〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,319㎡です。

譲渡人は入善町高島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町高島〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人は高齢であり、後継者もいないため、申請農地を現在耕作している〇〇さんに譲り渡すこととなったことから、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から200mの距離と通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事しており、耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事していると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、36,165㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、

原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は浦山新〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は911㎡です。譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作をしておらず、申請農地に隣接して居住する〇〇さんに譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地に隣接しており、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が13年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間9か月にわたり農作業に従事しており、耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事していると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、73,424㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

申請番号5番、農地の所在地は浦山新〇〇番、浦山新〇〇番、計2筆。台帳地目、現況地目はともに全て田、面積は合計5,292㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作ができないため、当該農地に隣接して居住する〇〇さんに譲り渡すこととなったことから、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は自宅に隣接しており、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得で

きないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、13,437㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

申請番号6番、農地の所在地は春日〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は合計4,844㎡です。譲渡人は入善町春日〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町春日〇〇番地の〇〇さんです。譲受人は農業経営を拡大するため、譲受人の住居地に隣接する農地を譲り受けることとなったことから、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は自宅に隣接しており、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年8か月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、27,107㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、山崎委員にいただいております。

申請番号4番及び5番につきましては、米山委員に確認をいただいておりますが、本日欠席です。事前に意見を伺ったところ、申請地は譲受人の自宅の側であり、譲受人の農業状況からも問題ありませんとのこと。以上、6件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

五十里委員

申請番号1番を確認しました。仲間田の一部である申請地の所有権を一人にするための申請ですので問題ないと思います。

塚田委員

申請番号2番につきましては、譲受人が畑として借りようとしたところ、譲渡人が農業をしていないこともあり、今回譲ることとなった申請です。

島瀬委員

申請番号3番は、譲受人が十数年来耕作している農地にして、今回譲り渡すこととなったもので問題ないと思います。

山崎委員

申請番号6番ですが、譲受人は、農業経営を拡大していということで、自宅側の当該農地を取得するものであり、問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第15号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第15号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議

を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町入膳東寺田〇〇番外3筆、台帳地目、現況地目は全て田で、面積は合計1,056.91㎡です。

譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は愛知県名古屋市中熱田区〇〇番〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「太陽光発電設備敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、太陽光発電で安定した収益を見込み、太陽光発電事業を実施したいと考え、建設地を探していたところ、今回の申請地において日照条件等がよく、周辺には住宅等が多くあり電力需要が見込まれることから、適正地であると考え、今回の転用申請となりました。

申請地には、太陽光パネル246枚を設置して利用する計画であり、申請面積は必要な面積と考えられます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者及び地区区長、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町目川〇〇番1の計1筆。台帳地目、現況地目ともに田で、面積は136㎡です。

譲渡人は、入善町目川〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町目川〇〇番の〇〇です。転用目的は「農業機械置場」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇は、水稻、大豆、球根などを中心として、現在約50haを経営する〇〇です。

譲受人はこれまで農業機械を各組合員の格納庫等に保管してきましたが、利用上不便なため申請地南側にある農作業所の近くに保管したいと考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、トラクター4台を保管するために、必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農業機械置場」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成29年11月2日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番、申請地は入善町目川〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は道路で、面積は140㎡です。譲渡人は、入善町目川〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町目川〇〇番地の〇〇です。転用目的は「道路敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人は、申請地の東側にある宅地：目川〇〇に乾燥調製施設を建設する計画があり、申請地をその施設への搬入路として利用する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「道路敷地」であり、運用通知第2の

1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成29年11月2日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番。申請地は入善町五十里〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は571㎡です。譲渡人は、魚津市天神野新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町五十里〇〇番地の〇〇です。転用目的は「資材置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇は、土木建築等を行う会社ですが、この度園家山キャンプ場近くの資材置場を縮小し、その代替地として今回の申請地をあらためて資材置場敷地として利用する計画です。

既存地を縮小する理由としましては、キャンプ場の隣接地ということで観光客等の出入りが頻繁にあり危険を伴うこと、またレジャー施設そばでの騒音、砂埃等は景観を損ないかねない点から、キャンプ場に隣接する既存地を縮小し、あらたに会社事務所近くの申請地を資材置場とする計画を立てました。

申請地は、571㎡で、隣接地である五十里〇〇、〇〇と一体的に利用し、残土置場、重機鋼材置場、土木資材置場、搬入路等として利用するための必要最低面積です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「資材置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成29年11月2日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、4件です。よろしくお願ひいたします

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

五十里委員

申請番号1番は私ですが、申請者が県外ということもあり、申請者とは電話と郵送での確認ですが、現地も確認したところ問題ないと思います。

高澤委員

申請番号2番、3番について、法人の代表から説明を受けました。営農組合として経営を継続していくためには必要な申請と考えます。

塚田委員

申請番号4番を確認しました。現状としては畑として利用されている土地であり、転用による周囲の営農への影響もないようなので問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第15号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、
ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第16号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第16号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年12月7日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、新規28件、再設定93件、合計121件の申請があります。

まず新規の申請です。

入善地区 6件、13筆、34,275㎡。
上原地区 2件、3筆、4,151㎡。
青木地区 2件、6筆、17,197㎡。
飯野地区 1件、1筆、2,996㎡。
小摺戸地区 3件、12筆、21,107㎡。
新屋地区 4件、6筆、10,137㎡。
櫛山地区 1件、1筆、81㎡。
横山地区 4件、5筆、8,255㎡。
舟見地区 2件、2筆、797㎡。
野中地区 3件、4筆、2,904㎡。
以上、新規の合計は、28件、53筆、101,900㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 2件、4筆、11,782㎡。
上原地区 2件、3筆、4,303㎡。
青木地区 10件、36筆、93,019㎡。
飯野地区 29件、83筆、159,390㎡。
小摺戸地区 7件、23筆、55,016㎡。
新屋地区 2件、3筆、7,752㎡。
櫛山地区 4件、16筆、38,104㎡。
横山地区 27件、97筆、198,932.76㎡。
舟見地区 8件、20筆、25,270㎡。
野中地区 2件、3筆、3,977㎡。
以上、再設定の合計は、93件、288筆、597,545.76㎡です。

今回は新規と更新合わせて合計121件、341筆、699,445.76㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第16号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

担い手を育て地域農業を発展させる話し合いを進める取組についてです。

10月の農業委員会時に説明させていただきまして、その後、各地区生産組合長会長にもモデル地区として募集のお願いをしておりましたところ、入善地区より前向きな回答をいただきました。

つきましては、入善地区をモデル地区として、実際に話し合いを進めて参りたいと考えておりますのでご報告いたします。地区の農業委員の方には、話し合いを進める核の一人となっていただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他の地区でも話し合いを進めていければいいですね。

話し合いを進める一つの案ではありますが、毎年開催しております農業委員会等の意見交換会にて、

各地区の農業委員と農家とで話が出来ればと思っております。

当委員会は、農地利用最適化推進委員を置いておりませんので、農業委員が推進委員の役割を兼ねる必要がありますのでよろしくお願いいたします。

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第5回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、1月9日火曜日、午後3時00分から行い、その後、午後5時30分から新年会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時22分)